

県議会否決に至るまでの経緯説明

原発県民投票事務局次長 中村英一

今回の原発県民投票の直接請求の手続きに当たり、私たちは3月初旬から、県が作成した『直接請求の概要』に従い、提出書類を作成しました（別紙資料①）。

その際に、提出書類の一部である条例案については、その『直接請求の概要』の中の「条例の制定案は、完全である必要はなく、立法技術上の多少の不備は問わず、形式が一応整備されていれば足りる。なお、不完全な場合には、長の意見をも勘案して議会において修正すれば足りる。」に従って作業を進めました（別紙資料②）。

そして、4月27日に私たちは、条例案を含む関連書類とともに「県条例制定請求代表者証明書 交付申請書」を提出し、条例案もふくめて審査された結果、5月11日に県知事名での「県条例制定請求代表者証明書」が交付されました（別紙資料③）。

その「請求代表者証明書」を添付した署名簿を使って署名活動を行い、8月11日までに県内すべての市町区の選挙管理委員会の審査を受けました。その結果、署名収集の過程もふくめて有効とされる署名数は16万5127人分であることが確定されました（別紙資料④）。

その16万5千余の署名簿を、8月27日に県知事宛てに提出しました。翌28日に県知事名での「受理通知書」を交付されたことで、私たちの条例請求の手続きに法的不備はないことが、県知事によって証明され、手続きは完了しました（別紙資料⑤）。

こうして16万5千余の署名簿は私たちの手を離れ、民意を受け止めた県知事から賛意を付して、条例案の原案として県議会に提出されました。本来この原案は県議会で適切な修正を経て、修正案として審議されることを、十分な審議を経ぬまま否決されるという結果となってしまいました。

ただしそれまでの一連の過程において、上述した経過を関係各方面に十全に伝えきれなかった点については、当方の様々な面での能力不足もあり、率直に反省しております。

その一方で、この否決という結果に対してメディアからは、「宙に浮く民意」「置き去りにされた民意」「民意の出番つぶされた」というように、県知事と議会が厳しく批判されることとなりました。このような状況を受けて私たちは、調査会社に依頼して、世論調査を行いました。その結果、県民投票に賛成65.5%。県知事による議会への再提案に賛成60%という民意があ

ることが、明らかになりました（別紙資料⑥）。

私たちの手を離れた署名簿は、県知事の手元にあります。この民意と以上の経過を踏まえて、今後の議会に県知事の手で県民投票条例案が提出されることを、心から要望するものです（別紙資料⑦）。